

条 例

彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十二号

彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例

彩の国みどりの基金条例（平成二十年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百分の一・五」を「百分の一」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後五年以内に、この条例による改正後の規定について検討を加え、必要に応じ見直しを行うものとする。